



シーフード産業と人権に関する人権方針・人権デューデリジェンスについて

◎ アンケート項目 ◎

企業名 伊藤忠商事株式会社

回答日 2021年2月26日

以下の質問への回答をお願い致します。

1. 水産業界における人権問題について

貴社は、本アンケート送付時点で、本事案で指摘されたような水産業界における人権問題（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）について、把握されておりましたか。

本事案当該者とのサプライチェーン上の取引はございませんが、水産業界においてかねてより人権問題がある事は把握しております。サプライヤー選定にあたっては原則、人権侵害の有無や法令順守状況をヒアリングし、適切に対応している会社とのみ取引を行うため、以下の取り組みを実施しております。

- ・ 主要取扱品目である鯉鱈類については2017年9月に「鯉鱈取扱管理規定」という自主管理規定を設け、IUU漁業からの調達を行わず、「中西部太平洋まぐろ類委員会」等により適切に資源管理されている漁業者のみから、原産地の明らかな水産物の調達・仕入を行っております。
- ・ 2018年3月にMSCにおける流通業者の認証、CoC認証を取得しております。
- ・ 鯉鱈事業においては2012年に鯉鱈資源の持続的利用を目的として設立された「責任あるまぐろ漁業推進機構」に加盟し、先の自主管理規定に則った取組みを推進しております。
- ・ 当社のインドネシア合弁先であるATI社においては、鯉鱈漁法の中でも最も環境に優しいとされる一本釣り原料の取扱いを強化しております。ATI社においてはインドネシアの一本釣り協会に2014年に加盟し、FIPに使用されるデータの提供、インドネシアでのMSC審査への協力等を行っております。また国際機関では2016年にISSFにも加盟し、同様に情報提供などの協力を行っております。

右記リンク（P141） <https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/20fullj76-144.pdf>

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

貴社は、水産業界における人権侵害（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施されていますか。以下の各分野ごとに回答下さい。

(1) 人権方針の策定

伊藤忠グループ「人権方針」を策定、取引先へ通知、以下にてHPでも公開をしております。

https://www.itochu.co.jp/ja/csr/society/human_rights/index.html



(2) サプライヤーに対するトレーサビリティ（サプライチェーンの把握方法・体制）

一次サプライヤーに関しては毎年行っているサステナビリティ調査により、人権侵害等のリスクの確認を実施しております。

特に、主要取扱品目であるカツオ・マグロの取引では、原料魚は基本的に、漁船からトレース出来る体制となっております。加工品は加工場からトレース出来る体制となっております。

(3) 人権デューデリジェンスの方法・体制

2020年度、人権デューデリジェンスのプロセス構築に着手し、調査を開始。まずは食料カンパニーにおいて、高リスクのパーム油とコーヒー豆、農産物において以下の手順、調査体制にて対応しました。

実施手順：

- ① 各種文献調査や営業部署へのインタビュー調査等をベースに、食料カンパニーの事業活動において、ステークホルダーの人権に実際または潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある商品及びその商品の調達国を把握し、優先的に調査すべき対象商品及び対象国を特定。
- ② 調査システムを作成し、当該商品のサプライヤーへのアンケート調査を実施。この際、直接取引先のみならず、間接取引先（2次・3次取引先）を含め、協力を依頼。
- ③ アンケート調査の分析結果をもとに、回答内容からは実際または潜在的な人権への負の影響の实在有無が不明瞭なサプライヤーをエンゲージメント対象とし、より詳細な調査としてインタビュー（*）を実施。（*現地への直接訪問による調査を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、WEBでの面談及び追加のアンケート調査を実施）
- ④ 上記アンケート調査及びインタビュー結果をもとに、エンゲージメント対象がステークホルダーの人権に実際又は潜在的に及ぼす負の影響の現状を把握し、今後の対応方針を協議。

調査体制：第三者機関の協力を得ながら、サステナビリティ推進部、主管部門担当が連携をしながら対応

今後の体制：今後とも人権の負の影響を早期に特定し、真摯に対処・対応していくべく、既存の人権デューデリジェンス実施先を、2008年より毎年継続しているサプライチェーン・サステナビリティ調査の実施対象先を含めることとします。従来の調査項目に、人権課題に対する追加調査項目を加えて、アンケート・現地訪問調査を通じ、継続的にフォローしていきます。また、他の品目の事業活動領域に対しても人権デューデリジェンスの範囲を徐々に広げて参ります。

(4) 対話・救済手続（グリーバンスメカニズム）の方法・体制

伊藤忠商事でもステークホルダーを含む一般の方向け問合せ窓口を設けておりますが、母国語の読み書きが困難な労働者を含む当該国のサプライチェーンの労働者の方々が、当社の窓口へ連絡することは難しいと思われることから、現地直接取引先とともに、関連現地民等のグリーバンスメカニズムの運用状況と寄せられた声について継続的に確認・対話しながら、当該国毎に有効なグリーバンスメカニズムの構築に向けて、最善策を検討していきます。

3. サプライヤーに対するトレーサビリティに関する状況について

- (1) 貴社は、水産品について、サプライヤーをどこまで把握していますか（一次、二次、三次、およびそれ以降）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先を記載してください。

原料魚(カツオ・マグロ)の取引では基本的に、漁船からトレース出来る体制となっております。加工品の取引では加工場からトレース出来る体制となっております。尚、サプライヤーリストは公開しておりません。



Human Rights Now

- (2) 水産業のサプライチェーンについて調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準または手順等)。

全ての取扱い水産物において責任ある水産資源調達のため、各漁業団体と協力を推進し、サプライヤーの定期訪問調査を実施しております。定期訪問調査については、当社食品安全・コンプライアンス管理室と連動し当社社内選定基準に該当するサプライヤー45社に対し、毎年各営業担当が訪問調査を実施し、ESGの観点からも適切なサプライヤーであることを確認しております。

- (2) 貴社は、貴社の人権方針(ないしその他の調達コード等)に基づき、サプライヤーに対して人権尊重を求めるために、特にどのような措置を実施されていますか。

サプライチェーン行動指針の通知、サプライチェーン調査及び人権デューデリジェンスを通じて当社の人権方針にそぐわない取引先については、改善要求を行い、改善が見られない場合には取引中止も検討します。

4. 人権デューデリジェンスの実施状況

- (1) 人権デューデリジェンスプロセスまたは人権リスク評価を定期的実施していますか。

2020年から調査を実施しております。

- (2) 人権デューデリジェンスプロセスについての過去の調査レポートを公開しましたか。ある場合は、リンクを貼り付けてください。非公開の場合は、その理由を回答ください。

以下にて公開しております。

https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/human_rights_due_diligence_2020.pdf

- (3) 人権デューデリジェンスプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者(漁船の乗組員を含む)に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容(確認項目・確認結果含む)を回答ください。

サプライチェーン調査の必須項目として、労働安全の取り組みと実施状況も確認しており、疫病対策もその中に含まれています。

コロナウイルス対策として、原料魚(カツオ・マグロ)取引においては漁船の乗務員の疾病発生状況を適宜確認しています。加工品取引においては、従業員の疾病管理を厳格に行うよう要請しています。

5. 対話・救済手続(グリーンバンスメカニズム)の実施状況

上記2(4)の体制について、水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズム(対話・救済手続)を設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)を回答ください。

伊藤忠商事でもステークホルダーを含む一般の方向け問合せ窓口を設けておりますが、当該国毎に有効なグリーンバンスメカニズムの構築に向けて、最善策を検討していきます。



6. ステークホルダーエンゲージメント

上記2ないし5の体制構築・実施に際して行われている、下記のステークホルダーとのエンゲージメントの内容(頻度、テーマ、経営への反映など)について回答ください。

- ・ NGO (年35回程度、依頼されたアンケートに対応する、もしくは対話の機会を設ける等の方法によりエンゲージメントの機会を設けております。内容は適宜担当役員であり、取締役会、HMC及び投融資協議委員会の出席者でもある代表取締役CAOに適宜報告しております。)
- ・ 投資家 (年16回程度、ESG面談や主要株主に対するSRなどを通じて当社のESG対応について対話の機会を設けております。取締役会、HMC及び投融資協議委員会の出席者でもあるCAOに適宜報告しております。)
- ・ 国際機関 (年18回程度、持続可能な成長を実現するための世界的な取組みである国連グローバル・コンパクトに参加し、分科会への参加や、WFP 国連世界食糧計画への継続支援に基づくイベントの共催等を実施しております。内容は適宜担当役員であり、取締役会、HMC及び投融資協議委員会の出席者でもあるCAOに適宜報告しております。)

7. 本件に対する対応

上記1で、把握していると回答された場合、本レポートで言及された事案について、上記2ないし5の人権デューデリジェンスやグリーンバンスメカニズム等の社内システムでどのように対応されたか回答ください。

主要取扱品目である鯉鮪類について自主管理規定を設け、IUU漁業からの調達を行わず、「中西部太平洋まぐろ類委員会」等により適切に資源管理されている漁業者のみから、原産地の明らかな水産物の調達・仕入を行うなど、リスク対策したオペレーション対応をしておりますが、現地民がアクセスできるグリーンバンスシステムなど今後更に改善を検討していきます。

8. 貴社における困難・障害

水産業界における人権状況を改善し持続可能な水産業を実現する上でどのような困難・障害(法令の欠如/技術不足/産業内での協力体制など)があるか、回答ください。

人権状況の改善は水産業界で重要な問題であり、政府と業界内で、教育等一体となって取り組んでいきたいと考えております。